

移動等円滑化取組計画書

令和 2 年 1 月 9 日

住 所	香川県高松市栗林町2丁目19番20号
事業者名	高松琴平電気鉄道株式会社
代表者名	代表取締役社長 真鍋 康正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

弊社の現状として、一日あたりの利用者数3000人以上の駅は7駅（琴平線高松築港駅から仏生山駅まで）有り、当該7駅すべての駅施設が移動等円滑化基準に2018年度までに適合している。

2019～2020年度においてバリアフリー対応の新駅（高架駅）を整備中である。

車両については、老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新を図る。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①簡易スロープを駅施設に配備し、車椅子の利用者に対して駅係員及び乗務員が乗降の際に介助を行う。

②ハンドル形電動車椅子の利用方法等について、自社ホームページに掲載する。

その他に駅のバリアフリー情報を公開していき、今後も情報を追加予定である。

③社内規定に教育計画を定め、全社員に対して年間1回、障害者に対する介助方法を教習する。今後は専門の外部講習者による教育にて更なるスキルアップを図る。

II 移動等円滑化に関する措置

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅、トイレ	2019～2020 年度においてバリアフリー対応の新駅を整備中である。

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両乗降用の簡易スロープを配備	簡易スロープを駅施設に配備し、車椅子の利用者に対して駅係員及び乗務員が乗降の際に介助を行う。
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	駅係員及び乗務員がサービス介助士の資格を取得し、乗降の際に介助等を実施。2019年度は86名がサービス介助士の資格を所持予定である。

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの案内周知	ハンドル形電動車椅子の利用方法等について、自社ホームページに掲載。その他に駅のバリアフリー情報を公開。今後も情報を追加予定である。

### ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	社内規定に教育計画を定め、全社員に対して年間1回、障害者に対する介助方法を教習する。 今後は専門の外部講習者による教育にて更なるスキルアップを図る。

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高齢者、障害者等お客様からいただいたご意見等を集約し、社内で共有（HPでも公表）、介助サービスにも努める。

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
なし		

### V その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。